

原発事故前、申立人らの一部（申立会社の代表者ら）が居住し、登記名義は申立会社であった居住制限区域（富岡町）所在の店舗兼住居に関する財物損害について、外観上住居部分と店舗部分が区別でき、固定資産明細書上も別個のものとしてされていることや、実際の居住実態等を考慮し、住居部分につき、事業用資産としてではなく通常の住宅として算定された金額が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、X 2及び申立会社X 3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目に対する和解金として、合計金4454万8106円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 確認条項

申立人ら及び被申立人は、別紙記載の不動産について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払にかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年10月6日

損害項目		金額（円）	備考
財物損害 （不動産）	建 物	38,290,398	下記建物のうち、平成 22 年度固定資産明細書(申立会社 X 3 分)において、「(区分)家屋、(所在)〇〇、(建築年)平成 6 年、(構造)木造、(用途)併用一般住宅、(棟番)〇〇、(床面積)〇〇㎡」と記載されている家屋の部分。 記 所 在 双葉郡富岡町〇〇 家屋番号 〇〇番 種 類 店舗兼居宅 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 床 面 積 1 階 〇〇㎡ 2 階 〇〇㎡
	庭木・構築物	6,257,708	上記建物に対応する庭木及び構築物
和解金額合計		44,548,106	